

福岡県公報

平成30年4月3日
第3980号

目次

告示 (第326号 - 第352号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 廃棄物が地下にある土地の区域の指定 (廃棄物対策課) 2
- 福岡県看護師等修学資金貸付金 (滞納者分) の債権回収業務の委託に係る告示 (医療指導課) 4
- 福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金 (滞納者分) の債権回収委託に係る告示 (児童家庭課) 4
- 福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金 (滞納者分) の債権回収業務の委託に係る告示 (団体指導課) 4
- 福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 (滞納者分) の債権回収業務の委託に係る告示 (教育庁高校教育課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 6
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 6
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 7

- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) 7
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 8
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 8
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 8
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) 9
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 9
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 10
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 10
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定の辞退 (保護・援護課) 11
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) 11

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 11
- 一般競争入札の実施 (税務課) 13
- 平成30年度福岡県調理師試験の実施 (健康増進課) 16
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 18
- 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更 (水産振興課) 18
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 18
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 18
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 18
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) 19

公安委員会

- 少年指導委員の委嘱について (警察本部少年課) 19

告示

福岡県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	上高橋野町線	前	三井郡大刀洗町大字山隈2466番1先から 三井郡大刀洗町大字山隈2435番2先まで	4.5 ～ 4.7	76.9
			後	三井郡大刀洗町大字山隈2466番1先から 三井郡大刀洗町大字山隈2435番2先まで	4.6 ～ 12.9	

福岡県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	上高橋野町線	三井郡大刀洗町大字山隈2466番1先から 三井郡大刀洗町大字山隈2435番2先まで

福岡県告示第328号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する区域

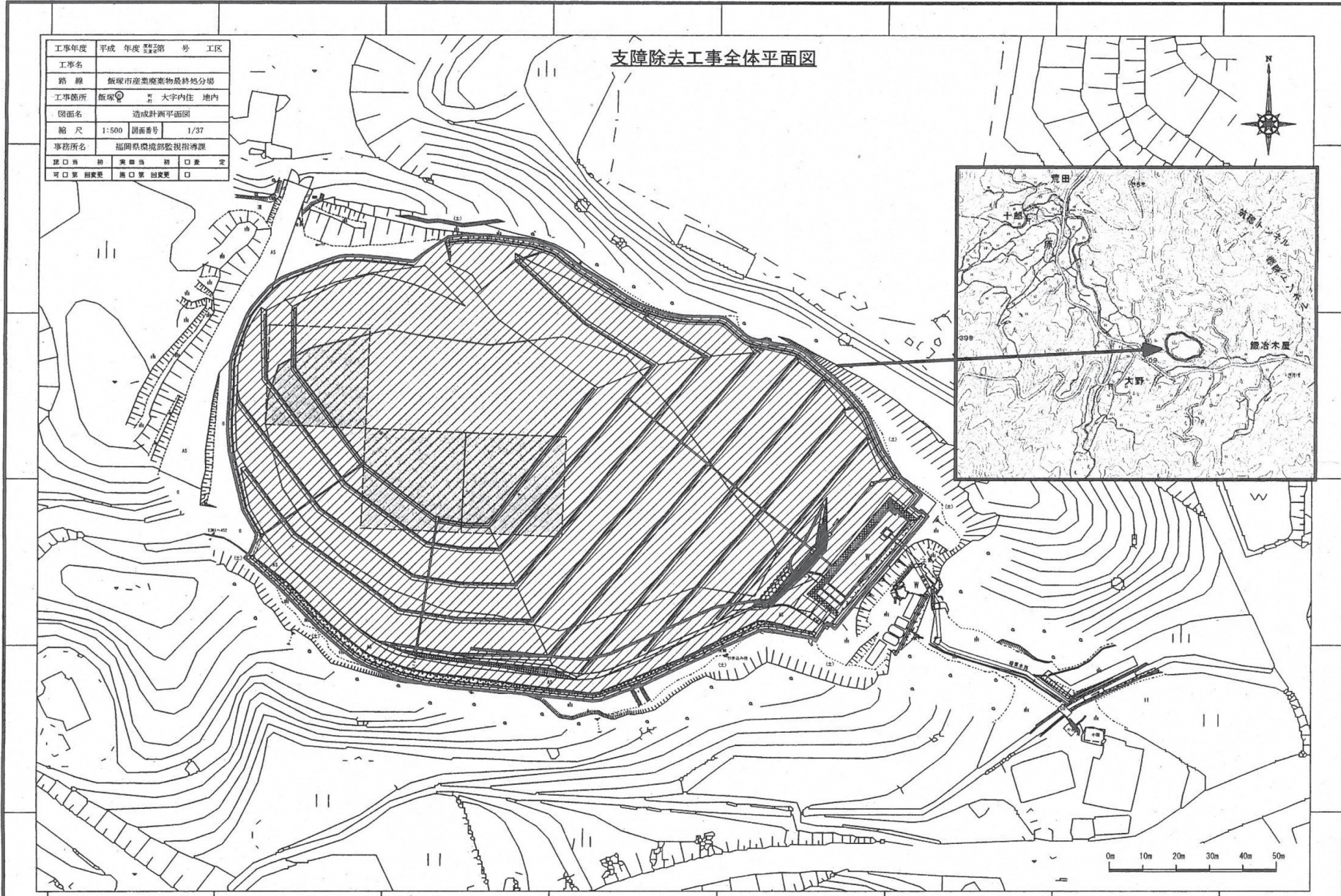
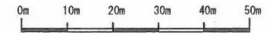
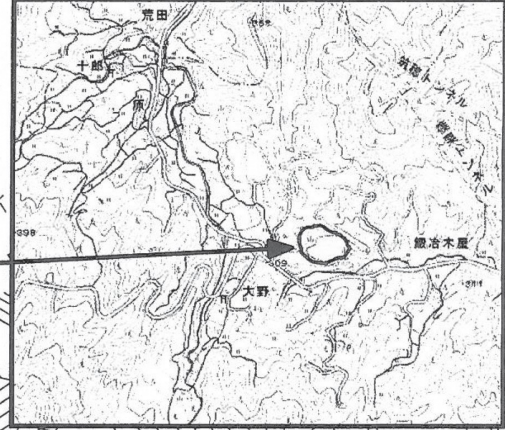
飯塚市内住字白坂のうち、「支障除去工事全体平面図」中斜線で示された部分に該当する区域

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分

生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（法第19条の8第1項の規定に基づく措置であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の32第3号の規定に該当する措置）を講じた埋立地

工事年度	平成 年度 第 号 工区	
路線	飯塚市産業廃棄物最終処分場	
工事箇所	飯塚市 大字内住 地内	
図面名	造成計画平面図	
縮尺	1:500 図面番号 1/37	
事務所名	福岡県環境部監視指導課	
抜口当 初	変更当 初	口裏 完
可口第 回変更	施口第 回変更	口

支障除去工事全体平面図



福岡県告示第329号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県看護師等修学資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

福岡県告示第330号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

福岡県告示第331号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

福岡県告示第332号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

福岡県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般国道	200号	前	飯塚市太郎丸739番1先から 飯塚市太郎丸518番1先まで	36.5 ～ 56.5	30.0
			後	飯塚市太郎丸739番1先から 飯塚市太郎丸518番1先まで	36.5 ～ 56.5	30.0

福岡県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
飯塚	県道	高田 天道線 停車場	前	飯塚市棕本29番1先から 飯塚市太郎丸741番2先まで	4.3 ～ 15.0	885.0	
			前	飯塚市棕本29番1先から 飯塚市太郎丸739番1先まで	15.3 ～ 49.0	1,040.0	うち一般国道200号重用延長277.0メートル
			後	飯塚市棕本29番1先から 飯塚市太郎丸741番2先まで	4.3 ～ 15.0	885.0	
			後	飯塚市棕本29番1先から 飯塚市太郎丸518番1先まで	15.3 ～ 49.0	1,040.0	うち一般国道200号重用延長277.0メートル

福岡県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

八女	県道	柳川 筑後線	前	柳川市三橋町吉開778番1先から 筑後市大字馬間田979番1先まで	10.5 ～ 19.8	1,190.0
			後	柳川市三橋町吉開778番1先から 筑後市大字馬間田979番1先まで	10.5 ～ 19.8	1,190.0

福岡県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	柳川 筑後線	柳川市三橋町吉開330番1先から 筑後市大字馬間田431番1先まで

福岡県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

北九州	県道	直方 芦屋線	前	中間市大字下大隈1138番先から 中間市大字垣生1番3先まで	10.4 ～ 23.0	323.0
			後	中間市大字下大隈1138番先から 中間市大字垣生1番3先まで	8.0 ～ 19.2	

福岡県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	直方 芦屋線	中間市大字下大隈1138番先から 中間市大字下大隈1127番先まで

福岡県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

朝倉	一般 国道	211号	前	朝倉郡東峰村大字福井444番1先から 朝倉郡東峰村大字福井411番1先まで	7.3 ～ 24.0	542.0
			後	朝倉郡東峰村大字福井444番1先から 朝倉郡東峰村大字福井411番1先まで	7.3 ～ 24.0	

福岡県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	211号	朝倉郡東峰村大字福井444番1先から 朝倉郡東峰村大字福井411番1先まで

福岡県告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
大野生135	かんた内科医院	大野城市中二丁目3-1	H 30・2・1
春生178	こうせい内科クリニック	春日市大土居三丁目130-1	H 30・1・1
八女生142	医療法人八女健朋会八媛病院	八女市本1486番地	H 30・2・1
田生189	ひだまりクリニック	田川市大字楠824-20 サンフェロー暖家の丘1F	H 30・2・1
南筑後生歯7	姫野病院（歯科）	八女郡広川町大字新代2316番地	H 28・7・1
宮生薬22	大信薬局龍徳店	宮若市龍徳1106-20	H 30・3・1
宗遠生薬10	溝上薬局芦屋中央病院前店	遠賀郡芦屋町大字山鹿283-8	H 30・3・1
筑紫生訪11	訪問看護ステーションアリス	筑紫野市針摺中央二丁目17-8 山崎ビル2階	H 29・12・1
直生訪12	山季訪問看護ステーション	直方市大字感田2567-17 グレーハイムフジタ102号	H 30・2・1
飯生訪19	あわーず福岡飯塚訪問看護リハステーション	飯塚市中475-3	H 30・2・1

福岡県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
------	----	-----	-------

春生170	桑野整形外科医院	春日市桜ヶ丘二丁目15番地	H 29・11・1
京生106	医療法人さとう医院	京都郡みやこ町勝山岩熊字前田600番2	H 29・12・16
田生訪8	あゆみ田川訪問看護ステーション	田川市新町11-15	H 30・2・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野生135	かんた内科医院	大野城市中二丁目3-1	H 30・1・31
春生155	こうせい内科クリニック	春日市大土居三丁目130-1	H 29・12・31
八女生112	八媛病院	八女市本1486	H 30・1・31
田生185	ひだまりクリニック	田川市大字楠824-20	H 30・1・31
京生102	医療法人林クリニック	京都郡みやこ町犀川本庄180番地の1	H 30・1・31
京生薬37	有限会社わかば薬局	京都郡みやこ町勝山岩熊600-3	H 30・2・10

福岡県告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
大野生薬85	ひかり薬局イオン乙金店	大野城市乙金三丁目23-1	H 30・1・31

福岡県告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
朝生65	田口医院	たぐち内科クリニック	朝倉郡筑前町篠隈239	H 30・2・1
大川生薬12	榎津薬局	平成堂薬局榎津店	大川市大字榎津463-1	H 30・2・11

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳生訪2	訪問看護ステーション 花水木	柳川市三橋町今古賀213-1	柳川市下宮永町624-8	H 29・1・1

福岡県告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
行生マ13	松田 勇蔵（訪問マッサージおだやか）	行橋市大字稲童3106-46	H 30・2・1
大野生マ25	米田 昭仁（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・2・8
宗遠生マ8	直島 洋治郎（なおしま施術院）	遠賀郡芦屋町浜口町7-3	H 30・3・1
筑生柔23	古賀 麻衣（陽色整骨院）	筑後市大字馬間田1322	H 30・2・6
中生柔40	脇山 智志（てて整骨院 東中間店）	中間市東中間二丁目2-13 ドラッグ新生堂内	H 29・9・1
小生柔34	村岡 謙太（堺整骨院小郡院）	小郡市小坂井118-1	H 30・2・15
筑紫生柔82	坂本 修平（むらさき整骨院）	筑紫野市二日市中央一丁目9-37 サンライズビル1F	H 30・2・16
像生柔114	川口 晃弘（川口整骨院）	宗像市日の里一丁目28-104-1205	H 30・2・1
像生柔115	松本 唯樹（てて整骨院 くりえいと宗像店）	宗像市くりえいと一丁目6-2 ドラッグ新生堂店内	H 30・2・1
宗遠生柔33	西山 健太（にしやま整骨院）	遠賀郡水巻町伊左座二丁目2-1	H 30・2・1

福岡県告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地生マ16	小島 敏郎 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
糸島地生マ17	吉永 利英子 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
糸島地生マ18	緒方 伸彦 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
糸島地生マ19	和泉 徹 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
糸島地生マ20	松井 泰憲 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
糸島地生マ21	山口 浩二 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
糸島地生マ22	木下 美代子 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
糸島地生マ23	森本 鮎弥 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
糸島地生マ24	桜井 善夫 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
糸島地生マ25	船橋 典一 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
糸島地生マ26	岡本 克朗 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
糸島地生マ27	和田 貴栄 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
糸島地生マ28	井手 信二 (九州療養サポートセンター西営業所)	糸島市前原駅南二丁目22-23 エスポワール笹山201号	H 30・1・31
田川生マ40	原 保美 (あおぞら訪問マッサージ)	田川郡川崎町大字川崎444-13	H 30・1・31

中生柔32	山田 義貴 (てて鍼灸整骨院 東中間店)	中間市東中間二丁目2-13ドラッグ新生堂内	H 29・8・31
中生はき4	山田 義貴 (てて鍼灸整骨院 東中間店)	中間市東中間二丁目2-13ドラッグ新生堂内	H 29・8・31

福岡県告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯生マ74	三木 剛志 (花てらす療院)	飯塚市立岩1077-219	飯塚市伊岐須877-1-410	H 30・1・22

福岡県告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
------	-----	-------	-------	--------

大野介135	かんだ内科医院	大野城市中二丁目3-1	H 30・2・1	訪問・訪問・ 通リ・居管・ 予訪問・予訪 リ・予通リ・ 予居管
田介189	ひだまりクリニッ ク	田川市大字楠824-20 サン フェロー暖家の丘1F	H 30・2・1	訪問・訪問・ 通リ・居管・ 予訪問・予訪 リ・予通リ・ 予居管

福岡県告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
京介106	医療法人さとう医院	京都郡みやこ町勝山岩熊前田600-2	H 29・12・16

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大野介135	かんだ内科医院	大野城市中二丁目3-1	H 30・1・31
春居71	こうせい内科クリニック	春日市大土居三丁目130-1	H 29・12・31
田介185	ひだまりクリニック	田川市大字楠824-20	H 30・1・31
京介102	医療法人林クリニック	京都郡みやこ町厚川本庄180-1	H 30・1・31
京介薬37	有限会社わかば薬局	京都郡みやこ町勝山岩熊600-3	H 30・2・10

柳居65	ヘルパーステーションH A R U	柳川市三橋町浦船津371-5	H 30・3・31
大野支32	パナソニックエイジフリ ーケアセンター 福岡大 野城	大野城市乙金二丁目9-1	H 30・2・28
田川居218	デイサービス夏吉の里	田川郡福智町伊方前村3690-1	H 29・12・31

福岡県告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
大川介薬 12	榎津薬局	平成堂薬局榎津店	大川市大字榎津463-1	H 30・2・11

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳介訪2	訪問看護ステ ーション 花 水木	柳川市三橋町今古賀213-1	柳川市下宮永町624-8	H 29・1・1
飯支34	ベストライフ 株式会社東ヶ 丘居宅介護支 援センター	飯塚市本町13-8	飯塚市有安1025-7	H 30・1・1
飯支45	白龍園 指定 居宅介護支援 事業所	飯塚市綱分966-2	飯塚市綱分192-1	H 28・3・20

飯介福8	特別養護老人ホーム白龍園	飯塚市綱分966-2	飯塚市綱分192-1	H 29・2・25
飯居150	白龍園ホームヘルパーステーション	飯塚市綱分966-2 特別養護老人ホーム白龍園2階	飯塚市綱分192-1	H 28・3・20
飯居167	白龍園ショートステイサービス事業所	飯塚市綱分966-2	飯塚市綱分192-1	H 28・3・20
柳居66	グループホーム生き生き参番館	柳川市三橋町蒲船津333-1	柳川市三橋町下百町217-5	H 30・2・1

福岡県告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
大野介薬85	ひかり薬局イオン乙金店	大野城市乙金三丁目23-1	H 30・1・31

福岡県告示第352号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日

58	福岡市博多区東公園7番7号 一般財団法人 福岡県職員互助会	福岡市博多区東公園7番7号	平成30年 3月31日
----	----------------------------------	---------------	----------------

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 税務システム用機器等の賃貸借（設置、機器設定、システム及びデータ移行作業を含む。）
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

れた原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年4月23日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る機能証明書等を期限までに提出し、確認の通知を受けている者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の名称及び種類

税務システム用機器等の賃貸借一式（設置、機器設定、システム及びデータ移行作業を含む。）

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

賃貸借の開始日から72か月（6年間）

(4) 納入場所

福岡県総務部税務課及び福岡市内のインターネットデータセンター

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、平成30年4月23日（月曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年5月18日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機器器具（電気通信機器）	AA
13	04	サービス業種その他（調査統計）	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA
13	11	サービス業種その他（その他）	AA

(2) 納入しようとする物品が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する機能証明書等を作成し、平成30年4月25日（水曜日）までに、総務部税務課電算係（県庁行政北棟8階）に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があって、5の部局から補正又は説明を求められた場合に、平成30年5月8日（火曜日）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

- (3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者
(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課電算係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁行政棟8階
電話番号 092-643-3068（ダイヤルイン）
電子メール zeisys@pref.fukuoka.lg.jp

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成30年4月3日（火曜日）から平成30年4月23日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札説明会の開催

(1) 日時

平成30年4月13日（金曜日） 午後1時30分から

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟 地下1階 行政9号会議室

(3) 入札説明会に参加を希望する者は、平成30年4月12日（木曜日）午後5時00分までに県ホームページ上に掲載している税務システム用機器等の賃貸借業務入札説明会参加予定者報告書を5の部局にメールで提出すること。

11 入札書の提出場所、提出期限及び注意事項

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年5月18日（金曜日） 午後5時00分

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月21日開封《税務システム用機器等の賃貸借》に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「5月21日開封《税務システム用機器等の賃貸借》に係る入札書在中」と朱書きしなければならない。

(4) 注意事項

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所

渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

ウ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人（以下この項において「入札者」という。）の名前を記載し、代表者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人（以下この項において「代理人」という。）の名前を記載し、代理人の印鑑（私印）を押印すること。

エ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

カ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札

(1) 日時

平成30年5月21日（月曜日） 午前11時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁行政棟 1階 税務課別室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の8に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成30年5月16日（水曜日）午後4時00分までに総務部税務課電算係へ「保証金等納付書」（総務部税務課電算係で入手すること。）を添えて納付又は提供すること。（入札説明書の「入札保証金等についてのお願い」を参照のこと。）

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、

その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が上記13の（1）に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

A Lease contract of the Prefecture Tax System

(2) Period of Lease

It is 72 months from a lease start date which a period is reckoned

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5:00 P.M. 18 May, 2018

(5) Contact Point for Notice

Tax Affairs Division,
Fukuoka Prefectural Office,
7-7, Higashikoen, Hakataku,
Fukuoka City, 812-8577

Japan

TEL 092-643-3068

FAX 092-643-3051

公告

平成30年度福岡県調理師試験を次のように実施する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、調理師法施行規則（昭

和33年厚生省令第46号) 第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの。

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、出題形式は客観式四肢択一(全60問)とする。試験科目は次のとおりとする。

- ア 公衆衛生学
- イ 食品学
- ウ 栄養学
- エ 食品衛生学
- オ 調理理論
- カ 食文化概論

(2) 日時

平成30年10月13日(土曜日)

午後1時30分から午後3時30分まで

(3) 場所

福岡市早良区西新六丁目2番92号 西南学院大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に受験票・写真台帳(写真は申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に氏名・生年月日を記入したものを貼付)1部、受験手数料6,100円(福岡県領収証紙を購入し領収証紙納付書に貼付)、受験票送付用封筒(82円分の切手を貼付)1部及び次に掲げる書類(福岡県知事が実施した平成26年度以降の調理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能)を添えて公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当(郵便番号103-0012東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号JACCビル5階 電話番号03-3667-1815、ファックス番号03-3667-1868)に提出すること。

- ① 学校教育法第57条の規定に該当することを証する書類1部

② 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類1部

イ 受験申請書は、最寄りの保健福祉環境事務所若しくは保健福祉事務所(ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内保健福祉課生活衛生担当とし、大牟田市及び久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。)、福岡県保健医療介護部健康増進課(以下「健康増進課」という。)又は公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当で配布する。

郵便によって受験申請書を請求する場合は、封筒(大きさは問わない)の表に「福岡県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を明記して140円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封して、公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。郵便による受験申請書の請求は、平成30年5月14日(月曜日)から同年6月15日(金曜日)までの期間に到着したものに限り受け付ける。

ウ 受験手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申込み場合は、必ず書留郵便にてすること。

(2) 受付期間

ア 郵便による受験申込みは、平成30年5月14日(月曜日)から受け付けることとし、同年6月25日(月曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 団体窓口受付(代表者が、5人以上の受験申込みに係る書類を公益社団法人調理技術技能センターに持参して申込みを行うことをいう。以下同じ。)の受験申込みは、平成30年5月14日(月曜日)から同年6月25日(月曜日)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで受け付ける。

ただし、団体窓口受付を行う場合は、事前に公益社団法人調理技術技能センターへ電話連絡を行うこと。

4 合格者の発表

(1) 試験に合格した者の受験番号は、平成30年11月30日(金曜日)午前10時00分に発表する。発表は、公益社団法人調理技術技能センターホームページに掲載するほか

、保健福祉環境事務所等、健康増進課及び公益社団法人調理技術技能センターに掲示して行う。

(2) 合格者に対しては、公益社団法人調理技術技能センターから、合格通知書により合格の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめモール柳川

(2) 所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地6 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成30年3月15日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成30年1月12日福岡県公報第3957号公告）の一部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

2の表を次のように改める。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成30年1月～12月	若干
まいわし	平成30年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月～平成30年6月	若干
するめいか	平成30年4月～平成31年3月	若干

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画公園の変更（春日市決定）（平成30年3月13日春日市告示第31号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市花見が浜三丁目2174番1及び2174番18から2174番40まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区古門戸町5番1号

株式会社C&C

代表取締役 行武 忠孝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市神在字新田98番1、98番4から98番18まで、106番1及び106番4から106番6まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
千葉県千葉市中央区弁天二丁目20番20号
株式会社拓匠開発
代表取締役 工藤 英之

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

平成30年4月3日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所所在地	指定年月日
社会福祉法人グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	福岡市東区多の津五丁目5番8号	平成30年3月15日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第93号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成30年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成30年4月3日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
江 副 裕 紀	092 - 734 - 0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域
泰 松 雅 子		
三可尻 恵美子		
江 頭 克 代		
武 内 貫 通		
永 吉 真 治		
松 井 貞 幸		
池 主 恭 太		
赤 荻 博 司		
小 谷 浩 司		
中 川 清	092 - 412 - 0110 博多警察署（少年係）	博多警察署の管轄区域
松 井 正 博		
伊 藤 忠		
堀 搦 子		
安 藤 進		
柴 山 光 男		
梅 津 信 幸		
堀 武 志		
古 賀 哲 夫		
大 庭 宗 一		
吉 井 薫	092 - 643 - 0110 東警察署（少年係）	東警察署の管轄区域
有 吉 與 倉		
粟田口 賢 三		
加 藤 和 雄		
井ノ上 健次郎		
合 屋 善 克	092 - 643 - 0110 東警察署（少年係）	東警察署の管轄区域
松 尾 義 憲		
水 野 井 津 子		

山部兼一	092 - 847 - 0110 早良警察署 (少年係)	早良警察署の管轄区域
戸川麻里子		
小林志信		
倉光敏夫		
松永義勝		
嶋田満宣		
吉岡慶祐		
濱地義和	092 - 805 - 6110 西警察署 (少年係)	西警察署の管轄区域
矢野鉄也		
富永孝文		
早瀬秀樹	092 - 542 - 0110 南警察署 (少年係)	南警察署の管轄区域
北浦庸博		
坂井保幸		
前田弘文		
西正道		
深田仁	0940 - 36 - 0110 宗像警察署 (少年係)	宗像警察署の管轄区域
柳瀬幹雄		
平井周作	0946 - 22 - 0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域
廣渡利秀		
伊藤絹子	092 - 929 - 0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域
古澤勝		
木原裕和		
三角正男		
桑野英則		
永野明	092 - 580 - 0110 春日警察署 (少年係)	春日警察署の管轄区域
山本優治		
園田正公		
藤井隆夫		
恒吉健一		
井上和秀		
森繁克	092 - 323 - 0110 糸島警察署 (少年係)	糸島警察署の管轄区域
大石尚光		

川添八郎	092 - 939 - 0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域
三輪哲夫		
村瀬英行		
合屋弘子		
村山八重子		
松永徳芳		
石川隆則		
犬童則幸	093 - 771 - 0110 若松警察署 (少年係)	若松警察署の管轄区域
杉本光洋		
池田昭	093 - 691 - 0110 折尾警察署 (少年係)	折尾警察署の管轄区域
黒川千年		
松井裕一		
堀田克也		
原田憲一		
和田博之	093 - 662 - 0110 八幡東警察署 (少年係)	八幡東警察署の管轄区域
出利葉義孝		
梅澤泰久		
草賀勲	093 - 583 - 0110 小倉北警察署 (少年係)	小倉北警察署の管轄区域
原田征四郎		
音藤英博		
坂口勝海		
入門泰男		
窪田雅裕		
多根功		
菊田年幸		
多根ヒロ子		
荻北憲佳		
門三野義員	093 - 321 - 0110 門司警察署 (少年係)	門司警察署の管轄区域
石本直喜		
吉田則雄		
猪山功		
森實幸治		

猿 渡 一 正		
中 村 保 文	093 - 923 - 0110 小倉南警察署 (少年係)	小倉南警察署の管轄区域
五十嵐 敏 樹		
野 口 晃 司		
鶴 田 幸 弘		
出 口 雅 彦		
橋 本 正 己		
木 原 光 康	093 - 645 - 0110 八幡西警察署 (少年係)	八幡西警察署の管轄区域
加 藤 律 代		
永 井 瑞 江		
水 口 鉄 昭		
山 本 豊		
花 田 宗 憲		
林 龍 平	0930 - 24 - 5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域
城 戸 心 昌		
原 義 和		
西 和 政	0979 - 82 - 0110 豊前警察署 (少年係)	豊前警察署の管轄区域
今 川 徳 生		
豊 崎 能利雄	0949 - 22 - 0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域
的 野 弘 明		
渡 邊 勝 巳	0948 - 21 - 0110 飯塚警察署 (少年係)	飯塚警察署の管轄区域
相 良 淳 一		
荻 野 龍 男		
鈴 木 良 一	0947 - 42 - 0110 田川警察署 (少年係)	田川警察署の管轄区域
大 澤 俊 朗		
菅 沼 良 一		
小 野 秀 雄		
井 上 領 平		
津 田 利 枝 子		

荒 卷 栄 一	0942 - 38 - 0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
鶴 田 敏 之		
村 上 豊 美		
矢 野 彰		
梅 野 忠		
米 倉 達 雄		
永 利 茂 信	0942 - 73 - 0110 小郡警察署 (少年係)	小郡警察署の管轄区域
柳 忠 徳		
岩 瀬 望	0943 - 76 - 0110 うきは警察署 (少年係)	うきは警察署の管轄区域
山 下 悦 男		
大 塚 光 美	0943 - 22 - 5110 八女警察署 (少年係)	八女警察署の管轄区域
成 清 勉	0942 - 52 - 0110 筑後警察署 (少年係)	筑後警察署の管轄区域
友 清 逸 夫		
永 島 幸 夫		
山 田 良 治	0944 - 74 - 0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域
本 木 芳 夫		
東 隆 也	0944 - 43 - 0110 大牟田警察署 (少年係)	大牟田警察署の管轄区域
柴 田 敏 明		
齊 藤 繁		
塩 塚 澄 代		
中 島 一 実		